

第6章 罰則

（罰則）

第53条 第3条の3から第5条まで、第7条、第8条、第12条、第13条、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項若しくは第2項、第16条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで、第17条から第18条の4まで、第22条第1項若しくは第2項、第22条の2第1項若しくは第3項、第23条第1項若しくは第2項、第24条第1項、第25条から第27条まで、第30条、第32条、第34条第1項、第36条から第38条まで、第39条第1項若しくは第2項、第40条第1項、第40条の2、第41条、第42条第1項若しくは第2項、第43条第1項、第43条の2、第44条第1項、第45条、第46条、第47条から第50条まで、第50条の3第1項又は第50条の4第2項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

〔解説〕

本条は、法第107条の規定に基づき、本条例に違反した者に対する罰則を定めたものである。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

〔解説〕

本条は、前条の罰則規定を適用するについて、両罰規定の適用を規定したものである。